

平成19年度税制改正において、高齢者、障害者等の方々が安心して生活を送ることのできる環境の整備を促進するため、居住の安全性及び介助の容易性の向上に資するバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置が創設されました。

[illegible]

- 

- 改修工事が完了した年の翌年度分に限り、固定資産税が減額されます。
- 対象となる住宅（家屋）の100㎡相当分までの税額を3分の1減額します。

$$63,000\text{円} (4,500,000\text{円} \times 1.4\%) - 14,000\text{円} = 49,000\text{円}$$

- ①バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書
- ②改修工事に係る明細書の写し（工事の内容及び費用が確認できるもの）
- ③改修工事箇所の写真（改修前・改修後）
- ④領収書の写し
- ⑤居住者要件を確認するため次のいずれか
 - ・65歳以上の方の住民票の写し
 - ・要介護又は要支援認定を受けている方の介護保険の被保険者証の写しと住民票の写し
 - ・障害者の方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写しと住民票の写し
- ⑥補助金等を受けている場合
 - ・決定通知書等の写し（金額が確認できるもの）

※ 必要に応じて、住宅の現地確認を行わせていただく場合があります。

広報 いわみ 7月号 | 6